

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和5年4月18日開催 日本証券業協会]

## 1. G7における議論の動向について

- 日本は2023年G7議長国を務めており、G7財務トラックでは、①ウクライナ支援、対ロシア金融制裁、途上国の債務問題、エネルギー・食料不安といった喫緊の課題への対応、②気候変動・国際保健・金融デジタル化といった世界経済の強靱化に向けた取組み、③多様な価値を踏まえた経済政策の在り方、の3点を中心に議論を進めていく予定。このうち金融分野では、暗号資産やサステナブルファイナンスがプライオリティとなっている。
- 直近では、4月12日に米国・ワシントンDCにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会合が開催された。会合後に公表されたG7ステートメントでは、最近の金融セクターの動向は、世界経済の見通しの不確実性と引き続き警戒していく必要性をハイライトするものとしつつ、関係当局の迅速な対応と2008年の世界金融危機以降に実施された規制改革等によって、金融システムは強靱であるとの認識が再確認された。その上で、G7として、引き続き、金融セクターの動向を監視するとともに、国際金融システムの安定と強靱性を維持するために適切な対応を取る用意があることが確認された。
- 今後は、5月11日から13日に新潟で財務大臣・中央銀行総裁会合が、19日から21日に広島で首脳会合が開催される予定。今後も各金融機関の意見もよく伺いつつ、G7を含めた国際的な議論に貢献してまいりたい。

## 2. マネロン対策等にかかる実態調査発出について

- マネロン対策等については、各業法に基づく報告徴求命令を発出し、毎年、各金融機関の取引実態やマネロン対策等に係るデータの提出をお願いしている。2023年も、2023年3月末時点の報告に向けて、報告様式を送付しており、5月末までの提出をお願いしたい。

- なお、2022年までに報告徴求により提出いただいた自己評価とマネロン検査の結果を比較してみると、金融機関が報告徴求で態勢整備ができていると申告した項目でも、実際に検査では態勢整備が不十分と判断される項目がかなりの数に上っており、金融機関の自己評価と実際の態勢整備状況に差が出ている状況にある。
- マネロン態勢整備期限まで残り1年を残すところとなり、自社の態勢状況を適切に把握することが重要である。
  - 各経営陣におかれては、マネジメントの観点から、
  - ・ マネロン対策の担当部門が作成した報告が、自社の検査指摘事項等を踏まえて、客観的かつ適切に自社の態勢を評価できているか、過度に過大な評価となっていないかを、今一度担当部門にご確認いただきたい。
  - ・ また、担当部門への適切な人材の配置ができているか、改善策の実施に当たって社内の調整に支障が生じていないかといった点についても、確認・改善を行っていただき、2024年3月末の期限までにマネロン管理態勢の整備を完了していただくよう、改めてお願いしたい。

### 3. 金融商品販売・管理態勢に関するアンケート調査結果の還元及び「取組方針・取組状況」の充実について

- 先般、地域銀行向けに金融商品販売・管理態勢に関するアンケート調査を実施した。調査結果で見られる課題は、他業態でも参考になるので紹介する（調査結果は4月11日に金融庁ウェブサイトで公表済み）。
- 調査結果について懸念点をいくつか申し上げると、
  - ① リスク・リターン・コスト等を含む商品性の事前検証について、3割弱の銀行で「実施していない」との回答があった。
    - ※ 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では「個別の金融商品について、そのリスク、リターン、コスト等といった顧客が金融商品への投資を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているか」が監督上の着眼点とされており、また、顧客本位の業務運営に関する原則6においても「顧客にふさわしい金融商品・サービス

スの組成、販売・推奨等を行うべき」とされている。

- ② 三線管理について、1割強の銀行で準拠性に留まらない検証※を「実施していない」との回答があったほか、ごく一部の銀行ではあるが、販売手数料の高い金融商品の販売に傾注しないための工夫・検証や苦情を踏まえた販売態勢の検証・見直しを「実施していない」との回答があった。

※ 例えば、高齢者に外貨建て一時払い保険を販売する際、行内規定で親族の同席が必要と規定している銀行が多いが、同席有無の外形的な事実のみの検証に留まり、販売偏重等について検証していない事例も散見される。

- なお、これまでのモニタリングを踏まえると、「実施している」と回答した銀行の中にも、そうした取組みができていない先が多く、実際の販売態勢や営業実態について認識できていない先があることが懸念される。
- こうした取組みを行わず、「顧客の最善の利益」を追求していくことは困難であると考えており、改めて現状の取組結果や態勢について検証いただくとともに、必要に応じて、「取組方針」を見直していただきたい。

※ 四半期最終月の販売偏重や外貨建て一時払い保険の販売偏重がないかといった点についての検証も含む。

- また、仕組債の販売について、多くの先で「昨年11月末時点で取扱無し」との回答があった。この点、金融商品全般の適切な販売態勢の構築の観点からは、販売停止の事実よりも、内部でどのような議論を行い、どのような理由・考え方で停止に至ったのかという点が重要と考えている。

なお、仕組債の販売を継続する場合は、適切なリスク・リターン検証結果に基づき、「顧客の最善の利益の追求」の観点から、経営陣が責任を持って判断していただきたい。

- 金融庁としても、継続的に金融機関のモニタリングを行い、販売・管理態勢の向上に資する問題提起を行っていくが、経営陣におかれては、顧客本位の業務運営の確保・推進に向けて、リーダーシップを発揮していただきたい。

#### 4. NISAの周知・広報について

- 先般、税制改正大綱に盛り込まれたことをお伝えしていた NISA の抜本的拡充・恒久化については、改正税法が成立して、新しい NISA が来年 1 月より開始することとなった。
- 新しい NISA に対する国民の関心が高まっているので、政府としては、こうした機会をとらえて、特に年内において、各金融機関と連携を密にして、①ライフプランに基づく資産形成の重要性、②これを踏まえた NISA の賢い活用、などのメッセージを国民の幅広い層に届けられるよう、周知・広報活動を活発化したいと考えている。
- このため、各証券会社には、現場レベルも含めて、NISA 等についての周知・広報活動の積極的な展開と、金融庁も含めた関係団体の連携強化を改めてお願いするものであるが、その際に以下の 2 点に留意いただきたい。
  - ① NISA の周知・広報に当たっては、必ず、ライフプランに基づく資産形成の重要性を併せて周知していただいた上で、資産形成のための選択肢の一つとして、NISA の活用が考えられる、と正確にお伝えいただきたい。
  - ② NISA の活用は、投信や株式等に対する投資なので、値下がり等のリスクを負うこと、また、NISA は、長期・積立・分散の投資を慫慂するものであることを、明確にお伝えいただきたい。
- この 2 点については、実際に顧客にご案内をする現場に周知願いたい。金融庁としても、周知に活用できるコンテンツのサンプル（参考）になるものを至急、検討中であり、今後、早急に各金融機関にフィードバックさせていただくので、必要に応じて、活用願いたい。

#### 5. 金融行政モニター制度について

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が

金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もあるところ。

- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして、平成 28 年 1 月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 286 件（令和 5 年 3 月末現在）のご意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、これまで制度改正に繋がっている例もある。
- 最近寄せられた意見では、ホームページの苦情受付窓口において必要以上に個人情報の入力が求められているのではないかといったものがあり、各金融機関が顧客本位の業務運営を進められている中で、色々なサービスが顧客の目線に立っていないために顧客の誤解を招いているケースに関するものもあり、今一度顧客の側に立って、各種取組を見直していただきたい。
- 3 月 31 日に金融行政モニター委員との意見交換会を開催し、委員より、①金融行政モニターの運用のあり方、②新たな NISA 制度、③顧客本位の業務運営、④若者の消費者トラブル等について意見があった。こうした点も踏まえつつ、金融行政の改善に努めていきたい。
- 金融行政モニター制度の意義としては、①各金融機関から、金融庁から独立したモニター委員に直接に声をいただき、金融行政の改善に繋げることができる、②個別の金融機関の対応事例について、監督当局と金融機関の対話の契機になるというようなケースが想定される。そのいずれのケースにおいても、重要なことは、受け付けた意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただけると幸い。金融行政モニター制度を協会傘下金融機関及びそ

の職員に周知願いたい。

- 他方、国民や顧客の目から見て、適切かどうかを意識した運営も重要であり、今後、可能な限り公表の対応も検討していきたい。

## 6. 複雑な仕組債等に関する新たな自主規制ガイドラインについて

- 2023年2月、協会から複雑な仕組債等に関する新たな自主規制ガイドライン案を公表いただいた。新たな規制案には、仕組債等の販売勧誘において最低限遵守すべきルールを厳格化しようとする趣旨の下、①販売勧誘態勢の検証に対する経営陣の関与、②リスク・リターンの妥当性の検証、③販売対象顧客の設定基準の厳格化など、幅広い事項について重要な見直しが盛り込まれていると認識している。また、組成コストの開示やリスク・リターンの分析・開示等の在り方について、2023年6月末までに協会員に周知すべく検討いただいていると承知している。
- 新ルールの施行後も、複雑な仕組債等を販売する場合には、経営陣を含めて、新ルールの趣旨と内容を十分にご理解いただいた上で、これに即して自社の販売勧誘態勢を厳格に検証いただき、実効的な見直しを行っていただく必要がある。例えば、従来取り扱ってきたものと同種の商品を販売する場合や、販売履歴のある顧客に対して販売する場合であっても、新ルールに照らして今一度対応を検討いただきたい。
- なお、従来から申し上げているが、金融庁としては、各金融機関が、個々の金融商品の販売について、経営陣関与の下で、金融機関自らが掲げる顧客本位の業務運営の取組方針等に則って十分な自己検証を行った上で、それを踏まえて必要な業務運営の見直しに取り組んでいただくことが重要であると考えている。投資信託などの他の金融商品の中にも、一定程度複雑な商品性を有し、リスク・リターンやコスト等を理解することが必ずしも容易ではない商品がある。仕組債に限らず、こうした商品についても、顧客本位の業務運営の観点から、必要に応じて、販売勧誘態勢の検証をお願いしたい。

## 7. ESGに関する監督指針の改正について

- 近年、世界的に「グリーンウォッシング問題」が指摘されていることなどを踏まえ、2023年3月末、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部を改正し、ESGに関する公募投資信託の情報開示などについて具体的な検証項目を定めたところ。パブリックコメントでは、300件超のコメントが寄せられるなど、関心の高さが窺える。
- 本改正は、投資信託の組成者であり開示書類の作成者でもある運用会社向けのものとして、例えば、顧客誤認防止の観点から、交付目論見書等において、ESG投信ではないにもかかわらず、あたかもESG投信であるかのような誇張した説明とならないよう求めている。
- 顧客誤認防止を徹底するためには、運用会社のみならず、投資信託の販売を担う貴協会員においても、本改正指針の趣旨を踏まえ、適切に対応していただく必要があると考えており、販売・営業現場へ周知・徹底いただくなど、本改正に整合した対応を行っていただくようお願いしたい。

## 8. LIBORからの移行対応について

- 金融庁は、日本銀行と合同で、2022年12月末基準での「第4回LIBOR利用状況調査」を実施し、2023年3月24日に調査結果を公表した。
- 調査の結果、2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORを参照する契約については、6割弱の金融機関において、残存契約を有していない、あるいは事前移行かフォールバック条項の導入を完了していることが確認された。また、未対応の残存契約を有する金融機関においても、現時点において移行対応に関する大きな障害は確認されていない。シンセティックLIBORを利用する契約は、「円」と「ポンド」ともに僅少なながら残存しているものの、「円」については実質的な移行対応は完了していることが確認されたほか、「ポンド」についても移行対応完了の目途が立っていることが確認された。
- 各金融機関においては、シンセティックLIBORの通貨別の公表停止状況を

踏まえた適切な対応を今後も計画的に実施いただくとともに、公表停止まで残り3ヵ月を切ったドル LIBOR については、公表停止期限である 2023 年 6 月末までの時間軸を意識した移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。

- 金融庁としては、本調査の結果も踏まえて、引き続き日本銀行と連携して各金融機関の移行対応をモニタリングするとともに、その状況に応じた対応を求めていく。

(以 上)